

平成29年第12回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 12月22日

閉 会 12月22日

平成29年第12回 上ノ国町農業委員会総会						
告 示 年 月 日	平成29年12月15日					
招 集 年 月 日	平成29年12月22日					
招 集 の 場 所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開 閉 会 日 時	(開会) 平成29年12月22日 午後5時30分					
及 び 宣 言	(閉会) 平成29年12月22日 午後5時59分			議長 鈴木 敏 秋		
委 員 応 召 及 出 席 者 氏 名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ × 遅 早 遅刻 早退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	京谷 作右衛門	○			
	2	菊 池 和 雄	○			
	3	森 宏 樹	○			
	4	森 光 行	○			
	5	丸 山 由美子	○			
	6	山 口 公 仁	○			
	7	久 末 善 輝	○			
	8	山 下 敏 雄	○			
	9	鈴 木 敏 秋	○			
議事録署名委員	二番 菊 池 和 雄			六番 山 口 公 仁		
農 地 最 適 化 推 進 委 員	森 啓 介			齊 藤 寿		
農 業 委 員 会 事 務 局 職 員 の 氏 名	局長 高 見 博			主査 太 田 辰 徳		

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 5	議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 6	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

本日の出席委員は9名、欠席委員は0名で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

なお、今回は、今年最後の総会ですので農地利用最適化推進委員の皆様にも出席をいただいておりますので、よろしくお願いします。

(午後5時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長から指名します。

議事録署名委員に2番 菊池委員、6番 山口委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第４ 報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について

議 長

日程第４、報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第２号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第５ 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議 長

日程第５、議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第１号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号１、場所は字豊田〇〇番〇 地目は現況が畑、公簿が原野で面積は、６，１９３㎡のうち１，２００㎡です。

譲渡人は平塚市の〇〇 〇さん、譲受人は字原歌の〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします

◎ 日程第 6 議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第 6、議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第 1 号を朗読する。）

議 長

本件について、農業委員会等に関する法律第 24 条に規定の議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号 1 から番号 4 の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号 1、場所は字宮越〇〇〇番 外 1 筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5, 0 1 8 ㎡です。

貸付人は字宮越の〇〇〇〇さん、借受人は字宮越の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は 5 年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 2、場所は字宮越〇〇番〇 外 6 筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は、2 0, 1 9 6 ㎡です。

貸付人は字宮越の〇〇〇〇さん、借受人は字宮越の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は 5 年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 3、場所は字小森〇〇〇番 外 3 筆、地目は現況が田、公簿が畑で、面積合計は、1 3, 4 9 4 ㎡です。

貸付人は字早瀬の〇〇〇〇さん、借受人は字早瀬の〇〇〇〇さんで更新による使用貸借権の設定となっております。期間は 3 年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 4、場所は字豊田〇〇〇番〇 外 1 筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、1 4, 3 4 3 ㎡です。

貸付人は〇〇〇〇〇 〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は 1 年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号4については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号5から番号6の内容について、事務局職員より説明させます。
本件については、9番鈴木、私に関係のある事項ですので、議事進行の都合上、議長の職務を職務代理者に交代するため、暫時休憩致します。

※（議長交代）

議 長

休憩前より再開致します。
本件については、九番、鈴木委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで鈴木委員の発言を禁じます。
それでは説明を求めます。

事務局

番号5、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3, 297㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字中須田〇〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、9, 485㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は妻と子ども2名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2分の1の妻の〇〇〇さんで、併せて法定持分4分の1の子ども1名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号5から番号6については、原案どおり可決いたします。

それでは、鈴木委員の発言を許します。

議 長

議事進行の都合上、議長の職務を交代するため、暫時休憩いたします。

※（議長交代）

議 長

休憩前より再開致します。

続きまして、番号7から番号22までの内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号7、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は、989㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字中須田〇〇〇〇番 外4筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、24,093㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4,514㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字中須田〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、9,407㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5,

0 9 9 m²です。

貸付人は字中須田の〇 〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6, 500 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6, 387 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、9, 712 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号15、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5, 700 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号16、場所は字中須田〇〇〇番〇 外4筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は、8, 170 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号17、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、9, 998 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇 〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号18、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6, 272 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号19、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、11,901㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号20、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5,137㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号21、場所は字新村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、17,604㎡です。

貸付人は字中須田の〇 〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号22、場所は字小森〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、7,858㎡です。

貸付人は字小森の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号7から番号22については、原案どおり可決いたします。

議長

続きまして、番号23から番号40の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、八番、山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで山下委員の発言を禁じます。

それでは説明を求めます。

事務局

番号23、場所は字湯ノ岱〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、9、800㎡です。

貸付人は字湯ノ岱の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号24、場所は字桂岡〇〇〇番 外5筆、地目は現況は・公簿とも田で、面積合計は、22,023㎡です。

貸付人は字小森の〇〇 〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による
賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は子ども４名で、本契約にあたり、申請者は法定持分持分４分の１の子どもの○さんと、併せて法定持分４分の１の子ども２名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は５年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号25、場所は字豊田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 565 m²です。

譲渡人は字豊田の〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号26、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4,036㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号27、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 637 m²です。

譲渡人は字新村の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号28、場所は字豊田〇〇番 外2筆、地目は現況が田、公簿が原野及び田で、面積合計は、23,654㎡です。

貸付人は字新村の〇〇 〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による
賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号29、場所は字新村○番○ 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5,951㎡です。

貸付人は字新村の〇〇 〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による

賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号30、場所は字新村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5, 365㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号31、場所は字大留〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、7, 367㎡です。

貸付人は字新村の〇〇 〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号32、場所は字新村〇番〇 外5筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は、16, 346㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号33、場所は字北村〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、7, 929㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号34、場所は字北村〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、18, 629㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新及び新規による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号35、場所は字北村〇〇〇番〇 外6筆、地目は現況が田、公簿が田、原野、畑及び雑種地で、面積合計は、13, 363㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号36、場所は字内郷〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、2, 594㎡です。

貸付人は字北村の〇〇 〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号37、場所は字湯ノ岱〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況が田及び畑、公簿が田、原野及び畑で、面積合計は、16,067㎡です。

貸付人は字大留の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号38、場所は字大留〇〇〇番 外1筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は、5,877㎡です。

貸付人は字上ノ国の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号39、場所は字早瀬〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6,424㎡です。

貸付人は江差町の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号40、場所は字大留〇〇〇番〇 外5筆、地目は現況が田、公簿が田及び雑種地で、面積合計は、9,782㎡です。

貸付人は江差町の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号23から番号40については、原案どおり可決いたします。

それでは、山下委員の発言を許します。

議長

続きまして、番号41から番号44までの内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号41、場所は字大安在〇〇〇番〇 外7筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は、6,926㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字小安在の〇〇 〇さんで更新による賃

貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号42、場所は字小安在〇〇〇番〇 外4筆、地目は現況が田、公簿が田及び原野で、面積合計は、9,741㎡です。

譲渡人は字小安在の〇〇〇〇さん、譲受人は字小安在の〇〇 〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号43、場所は字小安在〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で面積は、2,907㎡です。

貸付人は字小安在の〇〇〇〇さん、借受人は字小安在の〇〇 〇さんで更新による使用貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号44、場所は字小安在〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で面積合計は、5,904㎡です。

貸付人は字小安在の〇〇〇〇さん、借受人は字小安在の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は10年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号41から番号44については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成29年第12回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後5時59分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 菊池和雄

署名委員 山口公仁